

特別用途食品の表示許可について

(昭和四八年一二月二六日衛発第七八一号 厚生省公衆衛生局長通知) (抄)

第一 許可すべき特別用途食品の範囲について

- 1 (略)
- 2 病者用食品のうち次に掲げる食品群に属する食品については第二に定める許可基準により特別用途食品たる表示の許可を行い、その他の病者用食品については第三に定めるところにより個別に評価を行い、特別用途食品たる表示の許可を行う。
 - (1) 病者用単一食品
 - ア 低ナトリウム食品
 - イ 低カロリー食品
 - ウ 低たんぱく質食品
 - エ 低(無)たんぱく質高カロリー食品
 - オ 高たんぱく質食品
 - カ アレルゲン除去食品
 - キ 無乳糖食品
 - (2) 病者用組合わせ食品
 - ア 減塩食調製用組合わせ食品
 - イ 糖尿病食調製用組合わせ食品
 - ウ 肝臓病食調製用組合わせ食品
 - エ 成人肥満症食調製用組合わせ食品
- 3 病者用のものについて、特別の用途に適する旨の表示とは、以下の各項のいずれかに該当するものである。従って、これらの表示がなされた食品が無許可で販売されることのないよう管下関係業者に対して指導を徹底されたい。
 - (1) 単に病者に適する旨を表示するもの。例えば「病者用」、「病人食」等。
 - (2) 特定の疾病に適する旨を表示するもの。例えば「糖尿病者用」、「腎臓病食」、「高血圧患者に適する」等。
 - (3) 許可対象食品群名に類似の表示をすることによって、病者用の食品であるとの印象を与えるもの。